

(整理番号 735)

大阪地方最低賃金審議会

令和7年度第4回大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会
議事要旨

1 日 時 令和7年10月2日（木）
午後4時58分から同8時46分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	2 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議 事

大阪府機械・金属製品製造関連業最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

- (1) 大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について、労使から以下の主張が行われた。
- 労働者を代表する委員からは、改正の申出に係る労働協約の下限値である時間額1,206円の提示があった。
 - 使用者を代表する委員からは、昨年度の産業別データの数値に対する特定最低賃金額を踏まえ、時間額1,189円の提示があった。
- (2) 全体協議、個別協議による審議の結果、時間額1,197円、発効日を令和7年12月1日とする旨、全会一致で議決され、大阪労働局長に対し答申が行われた。